

<地域審議会について>

1 地域審議会とは

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによつて、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成 11 年の改正により地域審議会制度が設けられました。

地域審議会は、合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関です。したがって、2 つの合併関係市町村の区域を併せて 1 つの地域審議会を置くことや 1 つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。

2 地域審議会の任務

地域審議会がどのような任務を持つかについては、地域審議会の設置を決める合併関係市町村の協議において話し合われ、明らかにすることが期待されますが、その任務の内容は、地域の実情に応じて、それぞれ判断されるべきものです。ただし、一般論としては、次のような事項が想定されます。

(1) 合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

市町村建設計画の変更

市町村建設計画の執行状況（定期的）

当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用

予算編成の際の事業等に関する要望

基本構想・各種計画の策定・変更

住民の行為等が規制される地域の指定

(2) 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

市町村建設計画の執行状況（随時的）

公共施設の設置・管理運営

福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

(以上『市町村合併ハンドブック』、市町村自治研究会編、ぎょうせい) 参照

< 地方自治法の一部を改正する法律 >

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設(第202条の4～第202条の9)

(1) 「地域自治区」とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を図ることを目的として、市町村の判断により設けられる区域であって、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くものをいいます。

(2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設けるとしています。

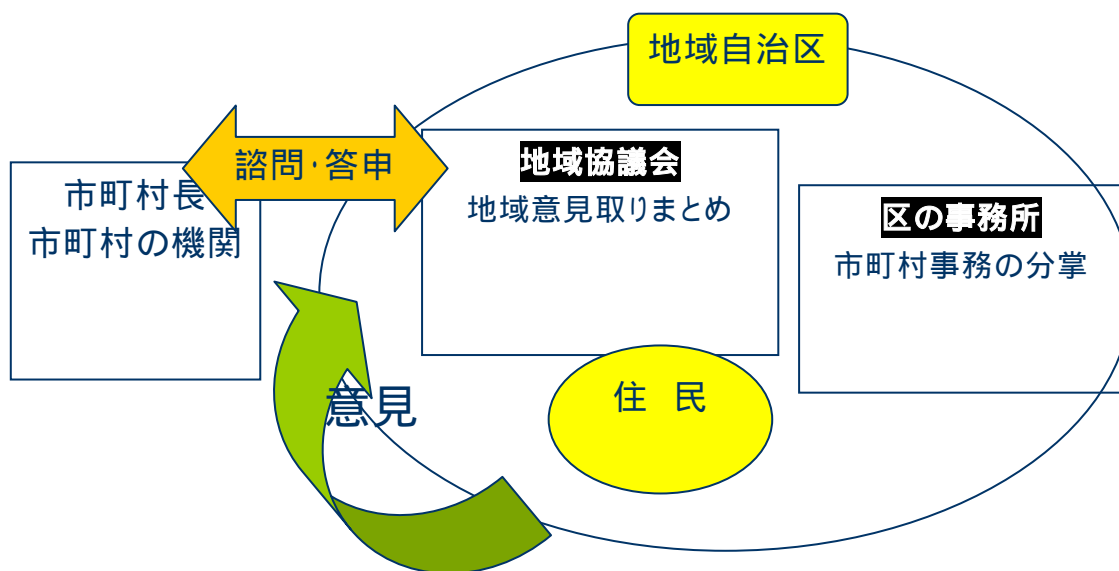
(3) 地域協議会

構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任するとしています。

権限

地域協議会は、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等で市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるとされています。

市町村長は、地域自治区の区域に係る重要事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないとされています。



< 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要 >

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要は、次のとおりです。

1 地域自治区の特例（第5条の5～第5条の7）

地域自治区の設置については、前記地方自治法の一部を改正する法律の概要で紹介したところですが、市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、特例として、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けることができるとしています。

更に、その場合について、次の特例を規定しています。

- (1) 地方自治法で「条例」で定めるとされている地域自治区の設置、事務所の所管区域、構成員の任期等について、「合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議」により定めることとしています。
- (2) 期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて、特別職の区長を置くことができるとしています（合併市町村長が選任）。
- (3) 住居の表示には地域自治区の名称を冠することとしています。

2 合併特例区の創設（第5条の8～第5条の38）

合併後の一定期間（5年以下）1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有するとしています。）を設けることができるとしています。

(1) 設置手続

合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議で規約を定め、都道府県知事（すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣）に設置の認可を申請するとしています。

(2) 権能

合併特例区は、次の事務のうち、規約で定めるものを処理するとしています。

合併関係市町村において処理されていた事務で、市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの

合併関係市町村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務

【例示】地域の公の施設の管理（集会所、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山、ブナ林等）

(3) 合併特例区の長

合併特例区の長は、合併市町村の長が選任し、その職は、地方公務員法第3条の特別職になるとしています。また、合併特例区の長は、合併市町村の助役又は支所若しくは出張所の長と兼ねることができるとしています。

合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するとしていません。

合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができるとしています。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任するとしています。

権限

合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができるとしています。

合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項で合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならないとしています。

予算及び決算については、合併特例区協議会の同意及び認定が必要としています。

(5) 合併特例区の公の施設

合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができるとしています。

公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないとしています。

(6) 合併特例区の住居表示

合併特例区の区域における住居表示には、合併特例区の名称を冠するものとしています。

(以上『主要法令トピックス』2004年4月、ぎょうせい)